

「無料で廃品回収」 不審なチラシに注意！

事 例

自宅の郵便受けに、「無料で廃品回収する」というチラシが入っていた。事業者名の記載はなく、担当者の名前と電話番号だけが書かれていた。不審だ。



アドバイス

- 一般家庭から出る**廃棄物の収集・運搬**は、市町村の許可を受けた事業者しか行えません。
無許可の業者に依頼しないようにしましょう。
- 「無料で廃品回収する」と勧誘されても、作業後に「回収は無料だが積み込み料が発生する」などと様々な名目で高額な料金を請求された事例があります。
- 業者に廃品回収を依頼する際は、市町村のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探し、契約前に作業内容、料金、キャンセル料の有無などをしっかり確認するようにしましょう。
- 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄地区広域消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2 階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

